廃棄処分に関する Q&A

- 医療機器を廃棄する場合は、 どこに連絡すれば良いのですか?
- A. 各地方の産業廃棄物処理業者または、産業資源循環協会 にお問い合わせ下さい。
- 医療機器の入れ替え時に、今まで使用していた 機器は下取りしてくれないのですか?
- A 下取りはできません。「医療機器業公正競争規約」(医療機器の不当取引を行わない為の規約)において廃棄費用の 肩代わりに該当し、同規約に抵触します。
- 医療機器を入れ替えする際に、
- 今まで使用していた医療機器を廃棄処分するには どうすればよいのですか?
- ▲ 医療関係機関から各地方の産業廃棄物処理業者または、 産業資源循環協会にお問い合わせ下さい。
 - ※リース物件の場合、一般的に所有者はリース会社になります。 廃棄の際はリース会社とご相談の上、廃棄処分を依頼して下さい。
- 有償でメーカーに引き取ってもらうことは できるのですか?
- A. 有償でも引き取りはできません。不要となった医療機器の 運搬や廃棄処分は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬・ 処理業者以外は行う事ができません。

なお、廃棄処分に係る費用を「取り外し費」として医療関係機関に請求することはできません。「取り外し費」とは、医療関係機関に設置されている医療機器を取り外す行為に対する費用になります。

- 営業車に積むことができる小さい医療機器(オート クレーブ滅菌器や根管長測定器)は持ち帰って廃棄 処分してもらうことはできますか?
- A 持ち帰ることはできません。 医療機器の処分は大きさに関わらず、最終使用者が排出 事業者として処分業者に依頼しなければなりません。
- 医療機器を廃棄するのにどのくらいの 費用がかかるのですか?
- 人。大きさ、分類(産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、事業系 一般廃棄物)により費用が異なります。

各地方の産業廃棄物処理業者または、産業資源循環協会 にお問い合わせ下さい。

- 「感染性廃棄物」と「非感染性廃棄物」はどのように 判断すればよいのですか?
- A 廃掃法に基づき本リーフレットのQRコードより、「歯科医療機器の廃棄物処理に関するガイドライン」(廃棄物処理法の解説、2. 廃棄物の分類、感染性の判断基準参照)に従って判断して下さい。
- マニフェスト等、産業廃棄物処理業者との取り交わしは必要でしょうか?
- A. 各地方の産業廃棄物処理業者または、産業資源循環協会 にお問い合わせ下さい。
- 医療機器の入れ替えを行う際、使用していた機器を 廃棄処分するまでの間、一時的にメーカーや販売店 に保管してもらう事はできるのでしょうか?
- A. 業許可を持たないメーカーでは、廃棄物の一時保管はできません。産業廃棄物を収集運搬、保管するには業許可が必要となり、業許可を持たないメーカーがこれらの行為を行うことはできません。
- 訪問修理を行った際に交換して不要となった部品は 持ち帰ってくれないのでしょうか?
- A 修理業者が持ち帰り、廃棄することもできます。修理業務 から発生した修理業者の産業廃棄物となります。もちろ ん、医療関係機関で廃棄していただいても構いません。
- 医療機器を修理に出していたが、修理不可と連絡があった。新しい機器を購入するので修理不可品を 廃棄処分したいのですが、どうしたら良いですか?
- A. メーカー(修理業者)は最終所有者である排出事業者に 該当しないことから、産業廃棄物の処理ができません。 以下の何れかの対応をお願い致します。
 - ①修理不可品を医療関係機関へ返却し、医療関係機関に て廃棄処分していただく。
 - ②医療関係機関が委託契約をしている産業廃棄物処理業者に、メーカー(修理業者)まで修理不可品を引取りして頂く。但し、産業廃棄物処理業者がメーカー(修理業者)所在地の許可を受けているかご確認下さい。なお、修理不可品であっても見積料、返送費用等が掛かるケースがあります。
- 消耗品や分離器、石膏トラップ等を清掃した時の 汚泥はどのように処分すればよいのですか?
- A 医療関係機関にて交換した消耗品や分離器や石膏トラップ等を清掃した時の汚泥は、医療関係機関にて廃棄処分をお願い致します。

医療関係機関様向け



医療機器の 廃棄物処理についての お願い

発行

一般社団法人 日本歯科商工協会

企画編集

日本歯科器械工業協同組合 歯科医療機器廃棄課題検討WG 本リーフレットは、法律及び医療業界の自主規制の両方の観点から廃棄に関する資料として作成されたものです。

なお、国連サミットにて採択されたSDGs(持続可能な開発目標)に、「つくる責任 つかう責任」があり、その中に廃棄物の管理や削減する取り組みの内容が含まれており、 医療機器の廃棄に関して今後関心が高まってくることが予想されます。

? ご存じですか?

医療機器の廃棄処分は、法律で決められた方法で行わなければなりません。

医療機器の廃棄処分の流れ 感染性廃棄物 感染性廃棄物とは? 医療行為等により廃棄物となったものの うち、感染もしくは感染する恐れがあるもの のことをいいます。なお、感染性廃棄物は 特別管理産業廃棄物 特別管理産業廃棄物 歯科医院 特別管理産業廃棄物となります。 収集運搬業者 処分業者 産業廃棄物 産業廃棄物とは? **歯科医院** 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 廃プラスチック類、金属くずなど定められた 種類の廃棄物のことをいいます。 産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物処分業者



産業廃棄物収集運搬業・処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を 有していない者に医療機器の廃棄を委託すると、 法律により、5年以下の懲役または1000万円以下(法人は3億円以下)の罰金に処せられます。

- 医療機器を廃棄処分する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(廃棄物処理法)にて、排出事業者(医療関係機関)の責任に て廃棄することが求められています。
- 廃棄物は医療関係機関において感染性廃棄物と非感染性廃棄物に 区分し、許可を有している廃棄物処理業者に廃棄を依頼する必要が あります。
- 業許可を有していない業者に廃棄処分を委託することは法律で 禁止されています。医療関係機関より産業廃棄物処理業者に 廃棄のご依頼をお願い致します。
- 産業廃棄物の処理を他人に委託するには、まず契約書の締結が 義務付けられています。あわせて廃棄物の引渡しの際にマニフェ ストの発行も求められています。

各種資料

- ●歯科医療機器の廃棄物処理に関するガイドライン
- ●排出事業者が発行するマニフェスト (産業廃棄物管理票)

各種資料は、こちらのQRコード から確認することができます。

右記QRコードをお手持ちの スマートフォン等で読み取ってください。

